

議案第 75 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年
板橋区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項」を「
第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用
短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「
定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書、第 5 条、第 6 条第 2 項及び第 15 条第 1 項中
「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（
令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条
第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、こ
の条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関
する条例第 3 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみな
して、同条例の規定を適用する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、勤務時間、週休日、年次有給休暇等の規定の対象となる幼稚園教育職員を改める必要がある。